

議案第 9 号

木古内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

木古内町国民健康保険税条例（昭和 4 3 年条例第 1 1 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 5 月 10 日 提出  
木古内町長 鈴木 慎也

## 木古内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

木古内町国民健康保険税条例(昭和43年条例第11号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「20万円」を「22万円」に改める。

第23条第1項中「20万円」を「22万円」に改め、同項第2号中「29万円」を「29万5千円」に改め、同項第3号中「53万5千円」を「54万5千円」に改める。

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

#### (適用区分)

- 2 この条例による改正後の木古内町国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。